

人権尊重都市鳥取市の実現をめざして

今年、世界人権宣言70周年！

☎ 本庁舎人権推進課 ☎ 0857-20-3143 ☎ 0857-20-3052



おめでとぅーぎいいます！ 第43回鳥取市文化賞

11月3日、市の文化・芸術の振興に功績のあった人をたたえる「鳥取市文化賞」の贈呈式が仁風閣で行われました。
このたび受賞されたみなさんを紹介します。
☎ 本庁舎文化交流課 ☎ 0857-20-3226
☎ 0857-20-3040



【民話】
こばやし 小 龍雄 さん
84歳（湯所町）

昭和55年、県庁勤務の傍ら、民話研究の先駆者、鷺見貞雄さん主宰の鳥取民話研究会に入会。県東部の民話収集や研究発表を行い、その結果を新聞や各機関誌に発表。平成12年には「とっとり民話を語る会」を結成。リーダーとして、語りの大切さを強調。各地の保育所や学校、公民館、高齢者施設などを訪問し、さまざまな民話を語り続けてきた。この間、国民文化祭をはじめ、全日本語りの祭り県大会に参加。広く語り大切さを訴えてきた。また、県立博物館、やまびこ館、尚徳大学の講座やイベントなどで民話を語ってきた。
また、本市を拠点に子どもたちに民話を聞く楽しさを伝えるため、長年学校や公民館などで活動され、民話を語り、民話を紹介する幅広い活動を続けており、民話を通じて先人たちの生活の情景や昔ながらの地域の暮らしを次世代に引き継いできた功績は極めて大きい。



【音楽】
きくひろせ 菊弘瀬 恭子 さん
64歳（大覚寺）

箏を故・菊柘弘子氏に師事、三絃を故・佐々川静枝氏に師事。昭和52年に（社）当道音楽会野川流三絃、生田流箏の職格者となり、昭和57年に箏教室を開き、子どもから大人まで伝統音楽を後世に伝える使命を担い指導にあたる。その後も箏、三絃、胡弓、現代曲の邦楽のプロとして研鑽に務めながら小学校、中学校、高等学校で箏を指導した。平成15年には文化庁委嘱事業伝統文化こども教室の講師として活動。また、鳥取県東部を中心に演奏活動を行うが、大阪・東京での演奏のみならず海外公演も行い文化交流に努めている。
菊弘瀬氏は箏、三絃後継者の育成、指導にあたりとともに、箏・てまり会の主宰を始め邦楽関係の役職を務めながら精力的に演奏活動を行い、本市の邦楽文化の振興、発展に尽くした功績は極めて大きい。



【書道】
まつもと 松本 李南 さん
63歳（江津）

高校生時代から柴山抱海氏に師事し、書に邁進。東洋大学にて国文、書を学び帰郷して県内県立高校の書道講師を務める。その間、（公財）独立書人団に所属して精進を重ね、平成25年1月独立書人団会員に推挙された。今回平成30年独立選抜書展に会員のグランプリである会員賞を受賞、その書は伝統の上に立った穏やかな書として評価された。
また、県内では県展賞2回受賞して県展無鑑査の他、市展においても無鑑査、主に子供書道教室また山陰書人社の主要メンバーとして活躍、鳥取県書道連合会幹事、鳥取書道連盟理事、毎日書道展会友など。今回、平成30年独立書人団審査会員に推挙される。永年にわたり、精力的に活動を続け優れた作品を発表するとともに、熱心な指導により後進の育成と書を愛する市民の拡大に努め、本市の書道文化の振興と発展に尽くした功績は極めて大きい。

「人権」とは？

今年、世界人権宣言が採択されてから70周年という節目の年です。これを機に、誰もがもっている人権について、あらためて考えてみませんか。

世界人権宣言について知る前に、まずは人権とはなにか考えてみましょう。人権とは、誰もがもっている「人間らしく生きる権利」です。

「人間らしく生きる権利」とは、自分の意見を述べることに、自由に学ぶこと、病気になるたら医療を受けること、自分の選んだ人と結婚すること、好きな音楽を聴くことなどです。これらのすべてが、私たちがもっている人権なのです。この権利は平等であり、誰かが奪うことは決してできません。

「世界人権宣言」とは？

世界人権宣言は、1948（昭和23）年12月10日、フランス・パリで開かれた第3回国際連合総会で、「あらゆる人と国が達成しなければならぬ共通の基準」として採択



されました。すべての人間が生まれながらに人権をもっているというのを、初めて公式に認めた宣言です。

日本では、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」、毎年12月10日を最終日とする一週間を「人権週間」と定め、全国的に啓発活動を展開しています。

世界人権宣言ができるまで

世界人権宣言は、1948（昭和23）年12月10日、フランス・パリで開かれた第3回国際連合総会で、「あらゆる人と国が達成しなければならぬ共通の基準」として採択

への迫害、大量虐殺など多くの人々の人権が侵害され、命が奪われました。

そこで、国益を優先して人の命を軽視した反省から国際連合がつけられました。そして、世界の平和を実現するためには、世界各国が協力して人権を守る努力をしなければならぬというものが世界人権宣言によって示されたのでした。

世界人権宣言の今

採択70周年を迎える世界人権宣言の理念は、果たして本当に守られているのでしょうか。

今も、紛争や暴力・迫害などによって、住む場所を追われた難民の数は増え続けており、多くの人々の安心して生きる権利が奪われています。また、*人権条約によって禁止されているはずの拷問、奴隷制、人種差別、女性差別、無差別の虐殺などが世界中で続いています。私たちが住む「先進国」といわれる国もその例外ではありません。

人権が尊重される社会のために

日本では、人権を守るためにさまざまな法律が制定されています。2016（平成28）年には「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、そして「部落差別解消推進法」が施行されました。私たちは「なぜこの法律ができたのか？」「この法律は何を守ろうとしているのか？」とあらためて考えてみるのが大切です。

世界人権宣言70周年をきっかけに、人権についてよく知り、一人ひとりの人権を大切にするために、自分に何ができるのかを考えてみましょう。



*人権条約とは？

世界人権宣言の理念を実現するためにつくられたいくつかの条約です。具体的な人権侵害を禁止しています。